

## 報告第 1 号

### 専決処分の承認を求めることについて

おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 29 年    1    月 16 日    提出

おいらせ町長    三    村    正太郎

## 専決第 1 7 号

おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 3 4 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 8 日 専決

おいらせ町長 三 村 正太郎

### 処分理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）の一部改正に伴い、介護休業の分割取得を可能とすること等、所要の改正を行うため専決処分するものです。

## おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「その子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者及び児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親のうち養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に同条第2項に規定する養育里親として同法第27条第1項第3号の規定により委託されている者を含む。以下この項及び次条において同じ。）」を加え、同条第2項中「日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員」を「要介護者を介護する職員」に改め、「その子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者及び児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親のうち養子縁組に

よって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に同条第2項に規定する養育里親として同法第27条第1項第3号の規定により委託されている者を含む。以下この項及び次条において同じ。）」を加え、「日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員」を「要介護者を介護する職員」に改める。

第8条の3第1項中「親」の次に「(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者及び児童福祉法第27条第1項第3号の規定により委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親を含む。）」を加え、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員」を「要介護者を介護する職員」に改め、「親」の次に「(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者及び児童福祉法第27条第1項第3号の規定により委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親を含む。）」を加え、「日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員」を「要介護者を介護する職員」に改め、「」における」との次に「、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある」とを加え、「要介護者のある職員」を「第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員」に改める。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第15条第1項中「支障があるもの」の次に「(以下「要介護者」という。）」を、「ため、」の次に「任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続

する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

#### （介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額する。

第17条（見出しを含む。）中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

#### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は公布の日から施行する。

#### （指定期間に係る経過措置）

2 改正前のおいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇

に係る改正後のおいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則で定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。